

五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金Q&A

	質問	回答
1	中学生の子どもと高校生の子どもを扶養していますが、補助金の対象となりますか。	申請日において、中学生以下の子どもを扶養していれば補助金の対象となります。なお、中学生以下の子どもを扶養していなくても夫婦いずれも40歳以下であれば補助金の対象となります。
2	夫が39歳、妻が36歳の場合は補助金の対象となりますか。	申請日において、夫婦いずれも40歳以下であれば補助金の対象となります。なお、40歳を超えていても中学生以下の子どもを扶養していれば補助金の対象となります。
3	平成30年4月1日より前に新築住宅の売買契約を締結していますが、補助金の対象となりますか。	転入日及び新築住宅の取得日が交付申請日から1年以内であれば補助金の対象となります。
4	平成30年3月1日に五所川原市に転入し、平成30年4月1日に新築住宅を取得しましたが補助金の対象となりますか。	転入日と新築住宅の取得日の年度が異なる場合でも、どちらか早い方の日から1年以内に交付申請を行っていただければ補助金の対象となります。
5	半年前に五所川原市から転出し、今回再度、五所川原市に転入してきましたが、補助金の対象となりますか。	五所川原市から転出後1年に満たない期間内に再度転入された方は補助金の対象とはなりません。
6	平成30年4月に五所川原市に転入し、新築住宅を取得していますが、1年後には転勤で市外に転出しますが、対象となりますか。	本補助金は、五所川原市に定住する意思をもって転入することが必要となるので対象とはなりません。なお、補助金を受けた場合は、その翌年度から5年以上継続して五所川原市に住んでいただく必要があります。5年以内に取得した新築住宅を交付の目的に反して使用、譲渡、貸付等した場合は補助金の返還請求を行うことがあります。
7	新築住宅に店舗等を併設する場合は補助対象となりますか。	延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供しており、当該部分の延べ床面積が70平方メートル以上であれば補助金の対象となります。
8	土地付きの新築住宅を購入する場合は補助対象となりますか。	補助対象住宅の要件を満たしていれば対象となりますが、土地購入の経費は補助金の対象外であるため、住宅本体と土地それぞれの経費内訳がわかる資料を提出する必要があります。
9	新築分譲住宅として販売されている住宅が建築後2年を経過していた場合は補助対象となりますか。	補助対象となる新築住宅は、建築後3年以内で過去に人の居住の用に供したことの無いものが対象となります。

10	補助対象となる新築住宅の取得に要する経費の範囲を教えてください。	補助対象となる経費は新築住宅本体の取得にかかる経費で、土地購入、外構工事等の住宅本体の取得に直接関係しない経費は対象外です。補助対象経費の判断は、個別のケースによって異なりますので、詳細はお問い合わせ願います。
11	申請者自らが材料を買って工事をした場合は対象となりますか。	施行業者等と新築住宅にかかる工事請負又は売買の契約を締結することが必要となりますので、補助金の対象にはなりません。
12	新築住宅の所有を共有名義とする場合の交付申請者は誰になるのでしょうか。	共有名義の場合は、補助対象住宅に居住する共有者の中で代表者を決めて当該代表者が申請してください。この場合は、申請時に代表者を除いた共有者全員の交付申請承諾書（様式第3号）が必要となります。
13	工事施行業者等に代理で申請してもらうことは可能ですか。	代理申請は不可としています。
14	補助金の申請や請求は郵送でも可能ですか。	申請等は郵送でも可能ですが、書類の確認等が必要なため、できる限り直接お持ちくださるようお願いいたします。
15	補助対象期間に補助対象となる新築住宅を取得するのであれば、何度でも補助金はもらえますか。	補助対象者は、世帯員全員が過去にこの制度による補助を受けたことが無い方が対象となりますので、2回目以降は対象となりません。
16	この補助金は課税対象となりますか。	本補助金は、原則として課税対象となりますので、所得税の確定申告または市県民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは市税務課までお問い合わせください。
17	市の他の助成制度との併用は可能ですか。	市の他の助成制度と助成の趣旨が重複していない場合は併用することができます。他の制度を併用する際は、あらかじめ当該制度の実施主体へご確認ください。